

## 花巻市環境学習推進員（環境マイスター）設置要綱

### （趣旨）

第1 この要綱は、花巻市環境学習推進員（環境マイスター）（以下「環境マイスター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2 地域における環境保全活動の活性化を図るとともに、環境保全意識の高揚に資するため、環境マイスターを置く。

### （業務）

第3 環境マイスターは、地域団体、学校等が自主的に行う環境保全に関する学習会や研修会等において、市からの依頼に応じ、指導等を行う。

### （委嘱）

第4 環境マイスターは、環境保全についての有識者及び環境保全活動実践者等のうちから市長が委嘱する。

### （委嘱期間）

第5 環境マイスターの委嘱期間は、2年を限度とし、再委嘱することを妨げない。

### （経費の負担）

第6 市長は、予算の範囲内において、環境マイスター派遣に要する謝金を負担するものとする。

### （その他）

第7 この要綱で定めるものの他、環境マイスターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。